

稻城市教育相談業務委託に関する公募型プロポーザルに係る質疑回答書

No.	質問事項	回答
1	<p>【仕様書（案）6 実施体制(2) 8 関係書類の提出(1)】 仕様書（案）8（1）実施計画に記載のある「統括責任者」と、仕様書（案）6（2）に記載のある「教育相談責任者」は、同一人物が兼務することは可能か。それとも、それぞれ別の者を配置する必要があるのか。</p>	統括責任者と教育相談責任者は同一人物で構いません。
2	<p>【審査（評価）基準表】 價格評価（上限30点）の具体的な算出・採点方法を示してほしい。（例：最低見積価格を提示した事業者に満点を与え、他は按分計算とする方式か。あるいは予算上限額（17,000,000円）以内であれば一律の評価となるのか。</p>	最低見積価格を提示した事業者に満点を与え、他は按分計算とする方式です。
3	<p>【実施要領 3 参加手続き(4) 及び 9 その他(3)】 実施要領9（3）に「複数の企画提案書類を提出することはできない」とあるが、1つの企画提案書の中で、業務内容の選択肢として複数のプラン（松・竹・梅等）を提示し、それに伴い見積書を複数パターン（2パターン等）提出することは可能か。</p>	公平性を期すため、見積書は1種類でお願いします。なお、仕様書に定める範囲内において、提案内容に工夫を加えることは可能です。
4	<p>【仕様書（案）1 業務の目的】 官民それぞれの強みを活かしながら、より効率的かつ効果的な相談体制を構築するとあるが、具体的な目標や要望はあるか。</p>	具体的な目標を掲げておりませんが、要望としては、相談者を待たせないよう、相談受付から2週間以内に来室相談の予約がとれるようにお願いします。
5	<p>【仕様書（案）4 業務場所】 教育相談室および教育相談室分室のそれぞれに人員を毎回配置する想定か。もしくは日によって勤務先が変わるという想定か。</p>	相談予約がない場合は、毎回2つの相談室に人員を配置する必要はありません。予約状況に応じて勤務地を変えて配置していただくことを想定しています。
6	<p>【仕様書（案）5 教育相談室業務日時】 年末年始は休業とあるが、具体的にはいつからいつまでを指すのか。</p>	12月29日から翌年の1月3日までの日です。
7	<p>【仕様書（案）6 実施体制（1）（2）】 教育相談員および教育相談責任者は、突発的な事態も考慮して、複数名によるシフト制での運用で考えておりますが問題ないでしょうか。</p>	教育相談員は複数人によるシフト制で問題ありません。教育相談責任者を複数名のシフト制とする場合は、指示系統を明確にしてください。

稻城市教育相談業務委託に関する公募型プロポーザルに係る質疑回答書

No.	質問事項	回答
8	【仕様書（案）6 実施体制（4）】 携帯電話を受託者にて用意するとあるが、具体的にどのような使途を想定しているのか。	教育相談室と教育相談室分室の事務室には固定電話回線がそれぞれ2回線（相談用・職員用）あります。これ以外に市は電話回線を増やすことはできませんので、必要に応じて相談室で電話をしたい場合などは携帯電話（スマートフォン）等をご用意ください。
9	【仕様書（案）5 教育相談室業務日時】 業務時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとあるが、休憩1時間を設けてもよいのか。	労働基準法に基づき休憩時間を設定してください。
10	教育相談室内のWi-Fiを利用することは可能か。	教育相談室及び教育相談室分室内にはWi-Fi設備はありません。貴社が工事を伴わない方法による無線LAN（置くだけWi-FiやポケットWi-Fi）を用意することは可能です。
11	業務で携帯電話を使用することを想定しているか。	仕様書（案）6 実施体制（4）のとおりです。問8を参照。
12	年末年始休業とは、いつからいつ迄か。	問6 参照
13	参加表明書や企画提案書等の提出書類作成にあたり、提出前の事前相談は可能か。	公正性を期すため、事前相談は受け付けておりません。
14	事前の施設見学は可能か。可能であるとすればその期間はいつからいつまでか。	施設見学は令和7年12月19日（金）から令和8年1月9日（金）まで可能です。（ただし、土日祝日、12月27日（土）から翌年1月4日（日）を除く）。事前に教育相談室（042-331-7303）へご連絡いただき、日時を調整のうえ実施いたします。
15	【実施要領 7 参加資格要件（9）】 地方公共団体、学校法人等に対して、過去5年以内に教育相談業務委託または類似する業務の受託実績を有することとあるが、自治体から受託した学校での居場所支援または貧困世帯等への学習支援事業において、子ども及び保護者への不登校や性格・行動の悩みに関する相談対応を実施した場合、受託実績として認められるのか。	子ども及び保護者との不登校や性格・行動の悩み等について相談の実績があれば受託実績として認めます。

稻城市教育相談業務委託に関する公募型プロポーザルに係る質疑回答書

No.	質問事項	回答
16	<p>【仕様書（案） 6実施体制】 教育相談員は2人以上の配置が必要とのことだが、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の間に、常に2名の配置が必要という理解で相違ないか。もし常時2名の配置が必要な場合、週5日勤務の者を2名固定するのではなく、例えば週2日勤務者と週3日勤務者を組み合させて1名分（週5日分）のシフトを組み、複数名でローテーションを組む体制も可能か。</p>	<p>月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の間に、教育相談室と教育相談室分室の場所は問わず2人以上の教育相談員を配置することを想定しています。相談員は複数人でシフト制、ローテーションを組むことも可能です。</p>
17	<p>【仕様書（案） 6実施体制】 業務場所は教育相談室と教育相談室分室の2か所とのことだが、教育相談員の配置が2人の場合、それぞれ1人ずつ配置する認識で相違ないか。また、各拠点1名配置の場合、学校訪問、休憩、有給休暇取得等により、一時的に相談室が不在（閉室）となる時間帯が生じることは許容しているか。</p>	<p>教育相談室と教育相談室分室の配置人数は、相談予約に応じて、それぞれに1人、どちらか一方に2人でも構いません。相談室が不在となるときは、電話転送機能を活用するなど工夫をすることも可能です。</p>
18	<p>【仕様書（案） 6実施体制】 教育相談員の要件として「教育相談並びに児童生徒及び保護者を対象とした同等の相談経験を1年以上有する者」とあるが、これは教育相談と児童生徒及び保護者を対象とした同等の相談業務の両方を1年以上必要とする理解で相違ないか。また、教育相談の定義として、不登校や性格・行動の悩みについて解決方法を考える相談を指すものとして解釈して差し支えないか。</p>	<p>教育相談を1年以上、または児童生徒及び保護者を対象とした同等の相談経験を1年以上有する者を想定しています。教育相談の定義はご認識の通りです。</p>
19	<p>【仕様書（案） 6実施体制】 教育相談員を雇用契約ではなく個人事業主等への業務委託契約によって配置することは可能か。</p>	<p>民間事業者が配置する教育相談員は、雇用契約ではなく、個人事業主等への業務委託契約により配置しても構いません。ただし、本業務の全部を第三者に委託することはできません。</p>
20	<p>【仕様書（案） 6実施体制】 教育相談員は、令和8年4月1日から研修期間を経て、1週間後から実務を開始することは可能か。</p>	<p>令和8年度の業務開始に伴い、相談室及び事務室の開室準備、研修等に1週間程度かけていただくことは可能です。</p>
21	<p>過年度および本年度の、支援員の配置状況を示してほしい。1週間のシフトイメージ等があれば、示してほしい。また、役職ごとの状況が分かるように説明してほしい。</p>	<p>令和7年度は市会計年度任用職員として教育相談員を8人配置しています。そのうち試行的に教育相談を5人、特別支援教育相談を3人配置し、連携して進めてきました。 教育相談にかかる1週間のシフトは教育相談室には2～3人、教育相談室分室には1～2人配置する体制を取ってきました。 役職ごとの状況については資料1組織体制のとおりです。</p>

稻城市教育相談業務委託に関する公募型プロポーザルに係る質疑回答書

No.	質問事項	回答
22	本事業における過年度までの成果（達成事項など）やその他運営上の課題について示してほしい。また、来年度以降の課題（未達成事項など）はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 過年度までの成果は教育相談の増員や業務見直しにより、2か月程度の予約待機期間を1週間程度までに解消しました。 運営上の課題は教育相談室と教育相談室分室との2カ所での相談を円滑に実施することです。 来年度以降の課題は、業務委託による教育相談員と市の会計年度任用職員の教育相談員の連携を強化し、教育相談による支援の向上を図ることです。
23	本事業の対象者の抱える課題について、稻城市における特徴等があるのか。	教育相談において、当市に特有の特徴は見られません。不登校や登校しぶり、学習の遅れ、さらには発達段階における性格や行動面の悩みに関する相談が寄せられています。
24	過年度及び本年度の、新規相談件数と継続相談件数の数値を月別で示してほしい。	令和5年度から令和6年度への継続相談は47件、新規相談は35件、令和6年度の相談は合計82件です。令和6年度から令和7年度の継続相談は37件です。月別の新規・継続の件数は集計しておりません。
25	過年度および本年度の、相談受付時または初回面談時の主訴について、種別（いじめ、不登校、発達など）ごとの人数は。	資料2の通りです。
26	過年度および本年度の相談者のうち、初回相談で終了した者と、継続相談に進んだ者の比率はどのぐらいか。	令和6年度の初回相談で終了した人は10人、継続相談に進んだ人は72人でした。令和7年度も同等の比率の見込みです。
27	対象者1人に対する支援頻度や支援期間の目安はあるか。	支援頻度の目安はありません。支援期間はおおむね1年で終結できるよう計画立てで進めています。
28	【審査（評価）基準票】 価格評価が30点分あるが、この点数は金額の多寡のみで決まるのか、それ以外の要素があるのか。	金額の多寡で判断します。実施要領9その他（8）にあるとおり、関係法令を遵守し、適正な価格としてください。